



大規模災害時における被災者支援に関する協定書

山形県（以下、「甲」という。）と山形県行政書士会（以下、「乙」という。）とは、大規模災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内で地震災害、大雨洪水災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の大規模災害が発生した場合（以下、「大規模災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務を相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務及び相談）

第2条 この協定において「行政書士業務及び相談」とは次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する業務
- (2) 廃車手続等の自動車登録申請書類に関する業務（但し、業務用自動車は原則除く。）
- (3) 相続及び遺言関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請全般に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他、行政書士法に定める相談全般

（支援業務の要請）

第3条 甲は、大規模災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務及び相談の実施を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、原則として大規模災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに大規模災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務及び相談に従事する者を選定し、甲の要請場所に派遣するものとする。

- 2 ただし、乙は諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙の会員でない行政書士を派遣することができる。

（連絡調整）

第5条 甲及び乙は、連絡体制を整え、被災者支援に支障の無いように、市町村と実施場所等の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 行政書士業務及び相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。
2 当該業務等に必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、許認可申請等に添付する印紙代、県証紙代及び諸証明交付手数料等の実費は、相談者(業務上の依頼者)の負担とする。

(損害への対応)

第7条 行政書士業務及び相談を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。
ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有する。

平成29年3月13日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事

吉村美栄子

乙 山形県山形市荒楯町一丁目7番8号
山形県行政書士会
会長

縮 修二

第 号
平成 年 月 日

大規模災害時支援要請書

山形県行政書士会長 殿

山形県知事

印

大規模災害時における被災者支援に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

要 請 内 容	
場 所	
期 間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
備 考	

派遣先担当者	所属 職名 氏名 電話番号
派遣先要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃